

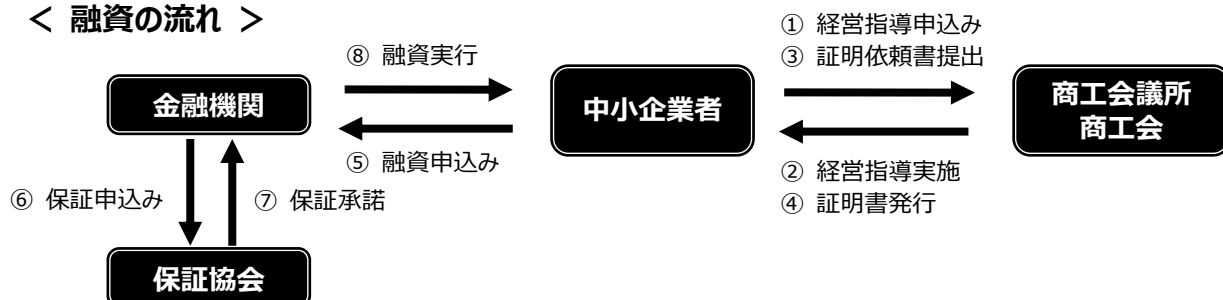
小規模企業向け融資

小口（経営指導特例）

▶ 特例措置 ～ 「小口」の金利から 0.4%優遇

ご利用いただける方	「小口」をご利用いただける方で、商工会議所・商工会の経営指導を直近 1 年以内に 6 か月以上複数回受け、その証明を受けている方
必要書類	「共通書類」のほか、商工会議所・商工会が発行する経営指導内容証明書 (証明書の有効期間は発行日から 30 日です。受領後は速やかにお申込みください。)

< 融資の流れ >



小口（経営革新特例）

▶ 特例措置 ～ 「小口」の金利から 0.4%優遇

ご利用いただける方	「小口」をご利用いただける方で、経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けた方
必要書類	「共通書類」のほか、確認申請書

小口（短期つなぎ特例）

▶ 特例措置 ～ 小口の融資を原則 3 営業日以内で保証協会が保証審査

ご利用いただける方	
「小口」をご利用いただける方で、次の（１）及び（２）を満たす方 （１）都制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 （２）上記の保証付融資の元金を、原則として 1 年以上にわたり約定どおり返済していること。	
融資条件	
資金用途	運転資金
融資限度額	300 万円
融資期間	2 年以内
融資利率（年）	固定金利 1.9%以内 変動金利 「短プラ+0.7%」以内
返済方法	均等分割返済（据置期間なし）
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができます。
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1
必要書類	「共通書類」